

内訳といたしましては公共下水道管渠工事費が十一億三千五百万円でございます。予定の工事量といたしましては約八ヘクタール、延長にいたしまして一万八千五百メートルの管渠工事を施工しようとするものでございます。また管渠工事に伴います実施設計委託料が五千万円。それから水道管移設工事、委託料が五千六百万円。それから地下埋設物等の移設補償料が二千五百万円。さらに西住宅地区周辺排水路事業に伴います下水道会計からの負担分が一億一千五百十九万円。それから流域下水道建設事業の関係の負担金三千二百八十五万三千円等がその主なものと相なっております。それから第三款の公債費につきましては、元利償還金及び一時借入金の利子を含めまして三億一千四十九万七千円の計上に相なっております。第四款の予備費につきましては、一千三百六十一万六千円の予算計上でございます。以上総めまして、歳出合計二十億三千四百八万円と相なるわけでございます。五十五年度の地方債の限度額につきましては、歳入予算に合わせまして、公共下水道事業債十一億一千六百五十万円、さらに流域下水道事業債二千七百九十万円と相なっております。

以上、まことに雑駁でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願いを申し上げます。説明にかえらせていただきます。○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十六号については、建設委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号

は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君）

日程第五議案第二十七号昭和五十五年豊福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

（水道事務所長 田村忠雄君登壇）

○水道事務所長（田村忠雄君） 御指名をいただきましたので、議案第二十七号昭和五十五年豊福生市受託水道事業会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、福生市の水の使用量でございますが、年々増加してきておりまして、すでに自己水源だけではとうてい足りないような状況になって、いるわけでございますが、不足分につきましては部の分水で補給いたしますので、異常渇水等がない限り水の心配はほとんどございません。なお普及率につきましては、本市は一〇〇％に達しております。配水施設等も十分な能力を持っております。関係で、大きな拡張工事等はございません。したがって、本年度予算も

前年度と同様、管理面の予算に若干の増減があるわけでございます。

第一案におきまして、予算総額三歳入歳出それぞれ四億五千三百四十万九千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきます。

歳入でございますが、受託水道事業収入といたしまして四億五千三百四十万九千円でございますが、これは全額東京都からの受託金でございます。

歳出につきましては、水道管理費におきまして三億六千六百三十六万二千円でございますが、そのうちの主なものは、各科目を通じて、水道事務の職員の人件費が一億五千六百七十六万一千円が四二％を占めているわけでございます。

次に工事費におきまして、一億一千五百二十六万七千円でございます。して三二％を占めているわけでございますが、これはほとんどが下水道等の他企業からの依頼によります配水管の移設工事でございます。その他では取水、あるいは配水等の動力費が五千二百万円。集検針等の委託料二百四十万円。特に本年度より三カ年計画をもちまして、漏水調査を実施いたすことになっておりますので、調査費といたしまして三百万円を計上しております。

次に建設改良費でござりますが、八千七百四十七千円でございまして、主なものといたしましては、東口の区画整理及び道路の舗装先行、あるいは出水箇所等の修理のための配水管の移設及び新設の工事費でございまして、

歳出総額では、前年度に比較いたしました約一四％の伸びになってゐるわけでございますが、ほとんどが工事費の伸びでございまして、その他につきましては五十四年度とほとんど大差はございませう。

はなはだ雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして、御決定、御議決を賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長(小林菊三君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君)

この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第二十七号については、建設委員会に付託されることを御玉います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

たゞいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第二十七号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

十一時まで休憩いたします。

午前十時四十九分 休憩

午前十一時二分 開議

○議長(小林菊三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長をして報告をいたします。
(古谷議会事務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

二、昭和五十五年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果について(別添参照)

○議長(小林菊三君) 以上で報告は終わりました。

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

新たに市長から議案が提出されました。

この際、本案を本日の日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本案は、本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 次に、ただいま局長から報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長長の互選の結果が参っております。

ここで正副委員長長になられた方々をご紹介いたします。まず委員長、長塩野鉄之助君。

○昭和五十五年度福生市一般会計予算審査特別委員長長塩野鉄之助君登壇
指名いただきました、昭和五十五年度福生市一般会計予算審査特別委員長の
大任を拝命いたしました。

もとより、浅学非才、その器ではございません。幸いにして、委員各位の
懇命なる御理解と御尽力によりまして、本議案が慎重審査され、こ
と、御努力賜りますことを心からお願ひいたします。就任のあいさつといたし
ます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○議長(小林菊三君) 次に副委員長長東田正治君。

(昭和五十五年度福生市一般会計予算審査特別副委員長長東田正治君登壇)
○昭和五十五年度福生市一般会計予算審査特別副委員長長(東田正治君) ごあ
いさつ申し上げます。

ただいま御紹介にあずかりました昭和五十五年度予算審査特別委員、

会の副委員長を拝命いたしました。

もとより微力ではございますが、委員長を補佐して一生懸命がんばりたい、このように決意しております。どうか、よろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、あいさついたします。(拍手)

○議長(小林菊三君) 以上で正副委員長のあいさつは終わりました。

○議長(小林菊三君) 日程第六議案第二十八号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第二十八号市道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

この路線は図面別紙の表示のとおりでございますが、熊川南地区に位置いたしましたとして、起点を市道二級幹線一六号線に接します熊川一七七一番地先に、終点を奥多摩街道に接しました熊川一六〇—九番地先と

いたしました。幅員四メートルから五メートルに拡幅されました総延長二百四十七メートルの道路でございます。拡幅による用地買収と起終点部分の延長八十六メートルの私道を長田幸造氏、ほか七名から寄付されたものでございます。

これによりまして、主要道路に接続されます道路環境が大幅に向上することに相なります。つきましては市道として管理をし、一般の利用に供するため、道路法第八条の規定に基づきまして、認定しようとするものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼び者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼び者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第七議案第二十九号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第二十九号

市道路線の廃止について、御説明申し上げます。

お手元の図面を御参照いただきたいと思います。

黒塗りの部分が廃道部分でございますが、四路線廃道しようというものがございまして、路線が二つの地区に分かれておりますので、まず一枚目の熊川南地区にございまして市道二一七、二一八、二二〇号の三路線につきまして御説明申し上げます。

まず市道二一七号線につきまして、起点を熊川一五六番地先に、終点を熊川一六二番地先とする幅員二メートル、延長百十五・六メートルの行きどまりの道路でございまして、先ほど議案第二十八号で御提案申し上げました市道二九六号線に包含され、不用となったものでございます。

次に市道二一八号線につきましては、熊川一七〇番地先を起点に、終点を熊川一七一番地先といたしました幅員一・八メートル、延長九メートルの、これも行きどまりの道路でございまして。

それから市道二二〇号線でございますが、熊川一六五―三番地先を起点とし、熊川一六五―二番地先を終点といたしました幅員一・八メートル、延長二十二メートル

ルの道路でございます。

この兩路線とも本線から枝のように出ているものでございまして、今回、本線の拡張改良によつて不用となつたものでございまして、

それから最後に、二枚目の方になりますけれども、鍋ヶ谷戸地区の中央会館付近に位置いたします市道一九二号線につきまして御説明申し上げます。

この路線は幅員一・ハメートル、延長六・五メートルの道路でございまして、起点を熊川七八三―二番地先に、終点を熊川七八四―八番地先といたしました道路でございまして、この路線に接しております市道一九一号線の改良によりまして、不用となつたものでございまして。

以上、四路線とも狹隘な路線でございまして、一般の交通の用に供されなくなつたことに伴いまして、道路法第十條第一項の規定に基づきまして、廃止しようとするものでございまして。

大変雑駁でございましたが、慎重御審議の上、原案御決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第二十九号については、建設委員八人に付託されんことを伺ひます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十九号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第八陳情第一号国鉄運賃値上げ反対、総合

交通政策の確立に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして、陳情書の朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で意見を終わります。

陳情第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(小林菊三君) 日程第九請願第一号都立高校増設等教育条件整備に関する請願書を議題といたします。

事務局をして、請願書の朗読をいただきます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

紹介議員関 米吉君から、本趣旨の説明を求めます。

(十七番 関 米吉君登壇)

○十七番(関 米吉君) 御指名をいただきまして、請願第一号都立高校増設等教育条件整備に関する請願書について、はなはだ僭越でございますが、紹介議員を代表し、一言趣旨説明を行わせていただきます。

本請願は、ただいま朗読されましたとおり、五十五年度、都における教育予算は、急増する高校進学の現状とは逆に、高校増設用地の先行取得費が全く計上されていないことや、九百七十一名もの教職員の定数減、さらに一学級の定員を四十名とする国の方針に反する形の予算編成となっております。

よって都に対し、特に次の点について意見書を提出していただきたいということとがその趣旨でございます。

すなわち、第一点として高校増設の長期計画を立て、すし詰め学級や過大学級校化などによる教育条件の低下を避けていただきたいということです。現在、都立高校の学校数は、昨年四月一日現在において

全日制が百九十三校、定時制百十九校、通信制一校、高専二校の
合わせて三百十五校で、ここに学ぶ生徒の数は二十二万一千八百八十五名と
なっております。また、すでに建てられておりますところの既設校における一学
級の定員は四十五名であります。部はこれを来年度から四十七名にしようと
しております。これは、一学級を四十名にし、充実した教育を行うという国の
方針に逆行するすし詰め学級化であります。なお、現在生徒の数は、
過去四年間に平均三千五百名ずつ増加し、また五十五年度におきましては、
これが一挙に一万人も急増するという状況でございます。

二といたしましては、教職員の定数を削減せずに、欠員補充を早急に行っ
ていただきたいということでございます。教員の定数を一万一千九百七十名から

一万一千名に削減することは、特に欠員補充も十分に行われていない現状にお
いては、教育活動に重大な影響を与えかねません。

第三点としては、御案内のとおり、公立と私立においては父母の教育費、
負担額はかなりの差があります。このため私立校への助成を強化し、父母の
負担軽減を図っていただきたいというものであります。

第四点は、部に国に対し、高校増設用地取得に関する国庫補助金
の増額を、積極的に行っていただきたいというものでございます。

以上の四点を部に対して、意見書として提出された、というのがこの請願
でございます。

私たちは請願者の趣旨を了とし、超党派で本請願の紹介を申しこ
うとしたものでございます。

部立高校の教育内容の充実強化を図るため、何となくよく御審議
の上、本請願が採択されますようお願いし、紹介議員として趣旨説明
いたします。

○議長（小林菊三君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより、本件請願に関する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

請願第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務
委員会に付託いたします。

○議長(小林勇三君) 日程第十請願第三号健康センター送迎用バス実現に関する請願書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 請願第三号健康センター送迎用バス実現に関する請願書に関する審査報告を申し上げます。

本請願に対する当委員会の審査の結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。審査報告書の朗読は省略していただき、その結果に至りました審査内容の大略について御報告させていただきます。

(請願審査報告書) 別添参照

御案内のとおり、本請願は、去る九月十一日議会に上程され、同日当委員会に付託されたものでございます。

請願の内容は、健康センター開設以来、がん検診、休日診療、

接種など市民の健康管理機関としての利用度が高まりつつある中で、この際、特に予防注射時に送迎用バスを運行されたいというのがその趣意であります。

付託を受けた当委員会は、昨年九月十二日及び十二月十二日並びに当年二月二十日の三回にわたり慎重なる審査を行ってまいりました次第であります。前後三回に及び審査においては、直ちに採択すべきという少数意見と、この請願を採択した場合、現在の健康センターの態勢は十分それにこたえられるのかという多数意見に分かれ、活発なる討議が行われました。

多数意見の問題となった点は、一、現在予防接種は医師三名で、午後一時二十分から午後二時二十分の一時間実施されているが、バス送迎によつて一時に多数の被接種者が送り込まれた場合、現状体制で対処できるかどうか。二、バス運行の場合、その路線、停留所はどうするか。また幼い子供を乗せる場合の安全対策上の問題をどうするか。三、バスに乗りおくれたり、バスが交通事情などで遅延した場合などの行政責任